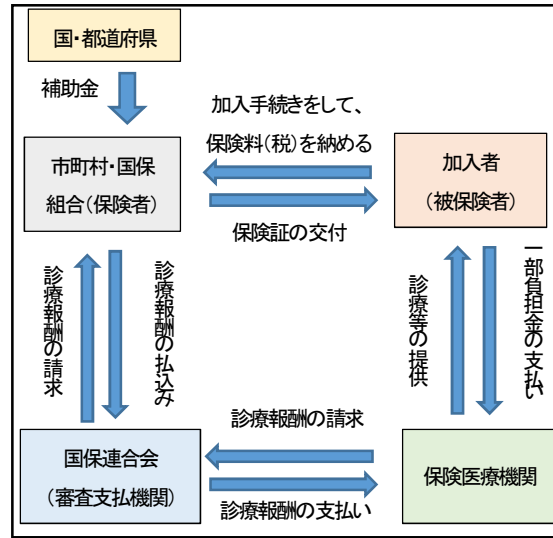


○国民健康保険制度とは？

1. 国民健康保険制度

国民健康保険（国保）は、わたしたち加入者（被保険者）みんなでお金を出し合い、助け合うこと（相扶共済の精神）を目的とし、わたしたちの住んでいる市町村及び国保組合（保険者）が運営し、地域医療の確保と住民の健康の保持増進に大きく貢献しています。

また、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしています。国保は病気やけがをしたときに備える制度で、国民全員が入らなくてはならない（国民皆保険制度）、医療保険制度のひとつです。



2. 国保の加入者

- 自営業者
- 農業・漁業従事者
- 退職などにより職場の健康保険を脱退した人
- パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人
- 外国人登録を行っていて、在留資格が3ヵ月を超える人（下記を除く）
 - ・在留資格が特定活動で医療滞在ビザを保有
 - ・1年を超えない滞在期間で観光、保養その他これらに類似する活動を目的とする人（18歳以上）と、その人に同行する配偶者の方
- ※ 職場の健康保険などに加入している人と、生活保護を受けている人以外は、すべての人が国保に加入します。
- ※ 在留期間が3ヵ月以下であっても加入できる場合があります。

3. 加入者と世帯主

国保では家族一人ひとりが加入者（被保険者）となります。ただし、加入の届出や保険料（税）の納付は、世帯ごとに世帯主が行います。

4. 加入・脱退の届出

国保に加入・脱退するとき、次の日から14日以内に国保担当窓口で届出をしましょう。

5. 国保に加入・脱退する日と届出に必要なもの

	対象日	届出に必要なもの
加入	職場の健康保険などの資格がなくなった日（退職した翌日）	職場の健康保険をやめた証明書
	他の市町村から転入した日	他の市町村の転出証明書
	生活保護を受けなくなった日	保護廃止決定通知書
	子供が生まれた日	保険証・母子健康手帳
脱退	職場の健康保険などに加入した日の翌日	国保と職場の両方の保険証
	他の市町村へ転出した日の翌日（転出・転入が同日の場合はその日）	保険証
	生活保護を受けはじめた日	保険証・保護開始決定通知書
	死亡した日の翌日	保険証・死亡を証明するもの

- ※ 外国人の方は加入・脱退の届出に在留カードが必ず必要となります。
- ※ 加入の届出が遅れると、その間の医療費は全額自己負担となり、加入資格が発生した時点までさかのぼって保険料（税）を納めることになります。
- ※ 脱退の届出が遅れると、国保の保険証を使って診療を受けた場合、国保が負担した医療費は後で返していただくことになります。

6. 日本語がわからない場合

市役所または役場の窓口では外国語の対応ができない場合があります。ご相談、お手続きに来られる際は、日本語がわかる方とできるだけ同伴してください。

【英語】 (English)	【中国語】 (中文)	【タガログ語】 (Tagalog)	【ベトナム語】 (Tiếng Việt)	【ポルトガル語】 (português)
				